

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年12月まで

ねんきん特別便を見たところ、昭和47年3月から49年12月までの国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

申立期間当時、家は自営業を営んでおり、経営も順調で、家族4人分（父母、兄、私）の国民年金保険料を父母が自宅を訪問した集金人に納付していた。父（平成18年死亡）からは、「国民年金保険料は、20歳から納付しておいた。」と言われており、昭和52年ごろ父から年金手帳を受け取った。母は、「申立期間当時、集金人から領収書もらった覚えは無い。」と話しており、証明するものは無いが、申立期間について、父母や兄は国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料だけが未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から満60歳に到達するまでの国民年金保険料を完納している上、夫婦とも10年以上付加保険料を納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和51年1月12日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20歳に到達する47年*月*日にさかのぼって資格取得してお

り、この払出日を前提に納付方法をみると、48年10月から49年12月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人が所持している国民年金保険料納付書・領収証書によって、申立期間直後の50年1月から同年3月までの保険料を52年4月4日に過年度納付していることが確認できることを踏まえて判断すると、納付意識の高い申立人の両親が、48年10月から49年12月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年3月から48年9月までの期間について、申立人が所持する50年4月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書兼領収書の領収日（50年11月18日）から判断すると当該期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできず、特例納付により納付することになるが、申立人自身は、保険料の納付に関して直接関与していないため、これらの納付方法に関しての具体的な供述が得られない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらない上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 7 月まで

昭和 48 年 4 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したので、事業所を退職した直後に国民年金に任意加入し、同年 4 月から 7 月までの保険料をまとめて納付した。納付した事実は、現在も所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が押されていることから明らかである。

平成 22 年 4 月 21 日付けで年金事務所から送付されてきた「国民年金保険料納付記録照会について（回答）」には、「申立期間の保険料は過誤納であるので還付する。」旨記載されているが、当時、納付した保険料が誤納であったと通知されても納得できない。

なお、平成 22 年 4 月 16 日付けで年金事務所から申立期間に係る「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」が送付されてきたので、「国民年金保険料還付請求書」を提出したものの、納得できないので提出した当該請求書を取り下げている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録は未加入期間とされているが、年金事務所は、申立人が所持している国民年金手帳に市町村の収納印が押されていることが確認できることから、「納付不要期間の納付」と判断し、平成 22 年 4 月 16 日付けで過誤納保険料に係る還付について調査決定決議を行っている。

しかしながら、申立人の夫は申立期間において厚生年金保険に加入して

おり、申立人は、制度上、申立期間について強制加入とならない者であったものの、オンライン記録上で確認できる任意加入被保険者の資格の再取得日（昭和48年8月17日）より前の時期である同年4月30日に、申立人は、申立期間の保険料を納付していることが、申立人の所持する年金手帳の収納印により確認できることから、行政側が、本来納付できない任意の未加入期間の保険料を収納したということは明らかである。

また、申立期間の保険料について過去に還付をした記録は無いため、長期間、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであるが、納付してから37年間以上、当該年金手帳を大切に保管していた申立人の申立期間の保険料の納付に基づく年金給付に対する期待と信頼は長期間にわたり熟成されてきていたものであり、制度上任意加入被保険者の資格を喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 48 年 3 月まで

20 歳に到達した昭和 44 年*月ごろ、A 県 B 区役所から国民年金加入手続の案内が届いたので、B 区役所 C 出張所に出向き、自分で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は、B 区 D にある E 社に勤務しており、毎日、C 信用金庫（現在は、F 信用金庫）の行員が集金に来ていたので、その行員に、国民年金保険料と納付書を渡し、納付を依頼していたので、その行員に、国民年金保険料と納付書を渡し、納付を依頼していた。同僚 2 人も、私と同様に国民年金保険料を納付していたので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月 13 日に払い出され、20 歳に到達する 44 年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。また、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳について「当該手帳は、初めて国民年金加入手続を行った時に受け取った年金手帳である。」と供述しているところ、当該年金手帳をみると国民年金の記号番号が記載された欄に申立人の申立期間の住所地を管轄する A 県国民年金第 5 課のゴム印が押されていることが確認できる上、オレンジ色の年金手帳の使用開始時期について A 県 B 区に照会したところ「使用開始時期は昭和 49 年 4 月以降である。」旨の回答を得ているほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人に係る国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において行われたと考えるのが自然である。

この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月

から3月までの保険料については、過年度納付することが可能であるところ、申立人は当該期間直後の48年4月以降の保険料をさかのぼって納付していることを踏まえると、わずか3か月の過年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和44年3月から47年12月までの保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年3月13日時点において、第二回特例納付実施期間中であることから、特例納付が可能であるが、申立人は「申立期間の保険料を一括で納付した覚えは無い。勤務先に集金に来たC信用金庫の担当者に、毎月納付していた。」と供述している上、日本年金機構A事務センターに照会した結果、「B年金事務所が保管する特例納付者一覧表に申立人の氏名は確認できない。」旨の回答を得ている。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで

私の国民年金の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が未納であることが分かった。私の国民年金保険料は、当時、兄弟姉妹の保険料と一緒に父親（父親が死亡後は姉）が納めてくれていて、どのように納付していたかは分からないが、必ず納付はしていたはずである。私の父はすでに死亡しており、当時のことは確認できないが、保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計して 18 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者加入期間について、申立期間及び免除期間を除き保険料をすべて納付済みである。

また、申立人は、申立人の父親が兄弟姉妹の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の兄及び姉のオンライン記録をみると、昭和 36 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料についてはすべて納付されていることが確認でき、申立人の保険料を納付したとする父親は、納付意識が高かったことがうかがえる。

申立期間①について、3 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の加入期間の保険料は、付加保険料も合わせて納付済みであることが特殊台帳によって確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親

が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、「父親が死亡した後は姉が兄と私の保険料を納付してくれていた。」と供述しているところ、申立人の姉及び兄のオンライン記録をみると、申立期間②における姉は、納付済みであることが確認できるものの、兄は、申立期間②と同時期である昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで未納となっていることが確認できる上、申立人は、保険料の納付に直接関与していないことから納付方法や納付の時期等について具体的な供述が得られない。

また、申立期間②について、申立人の市町村国民年金被保険者納付履歴（電算記録）及びオンライン記録をみると、納付記録はすべて一致しており、行政機関の記録管理に不自然さはみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 7 日から 37 年 3 月 1 日まで
夫の自営業を手伝うためにA社（現在は、B社）を退職したが、脱退手当金を自分で請求したことや関係者に請求を委任したことも無く、脱退手当金を受給した覚えも無い。

A社を退職後、約3年8か月も経過してから脱退手当金が支給されたことになっていることに自分では納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年8か月後の昭和40年10月23日に支給決定されていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度が創設され公的年金制度相互間の通算調整が実施されており、申立人は、当該時期において、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された40年9月時点において過年度納付していることから、申立人が国民年金加入期間中にもかかわらず、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年11月15日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年11月15日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年11月1日から同年12月1日まで
② 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和26年10月1日にA社（現在は、E社）に入社後、本店及び各支店間を異動し、42年8月16日に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録に欠落があることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社が保管する社員名簿の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年11月15日にA社B支店から同社C支

店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年12月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、前述の社員名簿の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和35年4月1日にA社D支店から同社本店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主がA社D支店における資格喪失日を昭和35年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年同月15日までの期間について船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を同年同月1日に、資格喪失日に係る記録を同年同月15日に訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月16日から同年12月15日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を20年9月16日に、資格喪失日に係る記録を同年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年12月15日まで
年金事務所に対し、船員保険の加入記録を照会したところ、「B社において昭和20年4月1日に船員保険を資格取得していることが判明したが、資格喪失日が確認できない。」旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、B社所有のC(船舶名)(当時、当該船舶は、Aの管理下にあった船舶である。)に乗船していたことは間違いがなく、下船後も当該事業所から給料を支給されていたので、申立期間が私の年金額計算の基礎に反映されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年11月ごろ、建造(進水)間もないCにD港から乗船し、同船が沈没した20年12月15日までの間に、数回、同船を乗下船

した。」と主張しているところ、E社から提出されたB社所有の「所有船舶一覧表」をみると、同船は、昭和19年11月にD造船所（F県）で建造され20年12月にG沖（H県）で沈没したことが確認できることから、申立人の主張どおり、申立人は、Aの管理下にあったCに乗下船していたものと推認することができる。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年同月15日までの期間について、オンライン記録をみると、申立人のCに係る船員保険被保険者記録は無いものの、同船に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同一の生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、当該被保険者記録は申立人のものであり、申立人は、当該被保険者記録どおり、同年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記載は無く、申立人と同時期に船員保険の資格を取得している198人の同僚も申立人と同様に資格取得日は記載されているが、資格喪失日は記載されていない。

しかし、当該被保険者名簿の職務欄に記載されている職務が同じ39人についてオンライン記録をみると、39人のうち、5人に資格喪失日を確認することができるほか、申立人は、Cを下船後、Iに帰省して間もなくJ社I工場に勤務したと供述しているところ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日をみると、昭和20年4月15日であることが確認できることから、申立人の船員保険被保険者の資格喪失日は20年4月15日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のAにおける船員保険の被保険者資格の取得日は昭和20年4月1日、喪失日は同年同月15日であると認められる。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和20年9月16日から同年12月15日までの期間について、船員保険被保険者名簿をみると、20年4月1日以後の船員保険被保険者資格の取得日は確認できないが、申立人を記憶している同僚は、「申立人がJ社I工場に在職中、A又はB社から呼出状が送付されてきたことを覚えている。」と供述しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、J社I工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月16日であることが確認できる。

また、申立人が当該事業所を退職した直後にCに再乗船したと供述していることや、前述の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和20年9月16日にAに予備船員として雇用され、Cに乗船した可能性が高いと考えら

れる。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 16 日から同年 12 月 15 日までの船員保険の加入記録は確認できないが、前述のとおり、申立人は、C の進水時から同船の沈没時までの状況を具体的に供述しているほか、20 年 12 月 15 日に同船が沈没したとする関連資料の内容と一致することから、申立人は、20 年 9 月 16 日から同年 12 月 15 日まで同船に乗船していたと推認することができる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 20 年 9 月 16 日から同年 12 月 15 日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 20 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚に係る船員保険被保険者名簿の 20 年 9 月の記録から、60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 20 年 9 月から同年 11 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 15 日から同年 9 月 16 日までの期間について、申立人は、前述のとおり、C を下船した後に J 社 I 工場に勤務していたと供述しており、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当該期間については、予備船員として A に雇用されていた期間と認めることはできない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として昭和 20 年 4 月 15 日から同年 9 月 16 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井国民年金 事案 219

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月まで

ねんきん特別便において、国民年金に加入していた期間の記録が無かったため年金事務所に照会した結果、記録は確認できたものの申立期間の納付記録は未納となっていることが分かった。

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった時に母が行い、以後、母が私の保険料を家族の分とともに納付していたはずである。昭和 48 年 6 月から 49 年 5 月までの保険料が納付されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、以後、母親が国民年金保険料を家族の分とともに納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月30日に払い出されており、当該払出時点で、20歳に到達する48年*月*日にさかのぼって資格取得したことが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料は現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付をすることとなるため、申立人の母親は、申立期間の保険料を家族の現年度保険料と同一方法で納付することはできない。

また、申立人は、「昭和48年6月から49年5月までの国民年金保険料が特例納付されていることから、当該期間を特例納付しているのであれば申立期間も含めて納付したはずである。」と供述しているが、申立人の保険料を納付したとする母親からは、申立人の国民年金保険料の納付方法、納付金額及び納付時期等について具体的な供述が得られないほか、申立人自

身も直接関与していないため、納付方法等が明らかでなく、申立の事実が確認できない。

さらに、特殊台帳及び市町村の国民年金納付記録票は未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月21日から33年7月1日まで
平成4年秋ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。
私は、A社が倒産したことにより当該事業所を解雇になったが、当時、脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金を請求した事実も無く受け取った覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年7月1日に資格喪失し、かつ2年以上の被保険者期間のある6人の従業員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む3人について資格喪失日から約4か月後の同一日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年10月21日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思が無かった旨を供述しているほか、申立期間以降に厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。